

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月1日

【発行者名】 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
（平成29年12月1日付で、「BNPパリバ インベストメン
ト・パートナーズ株式会社」から社名を変更いたしまし
た。）

【代表者の役職氏名】 代表取締役 島崎 亮平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウノースタワー

【事務連絡者氏名】 入山 小枝子

【電話番号】 03-6377-2882

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券に係るファンドの名
称】 日興フォルティス 中国A株ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額】 2,500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年9月8日付をもって提出した有価証券届出書について、委託会社の商号変更に伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】****<訂正前>**

(略)

当ファンドのすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（平成29年12月1日を目処に「BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社」に社名を変更する予定です。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

<訂正後>

(略)

当ファンドのすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社（平成29年12月1日付で、「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」から社名を変更いたしました。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(4) 【発行（売出）価格】**<訂正前>**

(略)

《委託会社へのお問い合わせ先》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時 ホームページ： http://www.bnpparibas-ip.jp/

<訂正後>

(略)

《委託会社へのお問い合わせ先》 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時 ホームページ： http://www.bnpparibas-am.jp/
--

(8) 【申込取扱場所】**<訂正前>**

(略)

《委託会社へのお問合わせ先》
 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
 電話番号：0120-996-222
 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
 ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

<訂正後>

(略)

《委託会社へのお問合わせ先》
 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
 電話番号：0120-996-222
 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
 ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

(9)【払込期日】

<訂正前>

(略)

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

<訂正後>

(略)

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

(略)

「日興フォルティス 中国A株ファンド」の主要投資対象の投資信託証券の概要

外国投資信託証券 BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド

現地ファンド名	BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected (BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド)
形態 / 表示通貨	ルクセンブルク籍外国投資法人(特定投資ファンドSICAV-SIF) / 円建て
運用の基本方針	中国企業の発行する株式等のうち、上海または深セン証券取引所に上場されているものを投資対象とします。 中国のQFII(適格国外機関投資家)制度を活用し、中国国外投資家等に提供される中国A株に投資を行います。
主な投資制限	有価証券の空売りは行いません。 純資産額の10%を超えて借入れを行いません。(ただし、合併等により一時的に10%を超える場合を除きます。) 投資家の保護に欠け、もしくは資産の適正な運用を害する取引は行いません。 ファンドによる有価証券の元引き受けもしくは引き受けは行いません。 デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

信託報酬等	ファンドの純資産額に最大年率1.5450%（税抜）を乗じて得た額とします。 上記にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。また、上記以外に、その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。 ただし、ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
管理事務代行会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg （BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク） ファンドの事務管理等を行います。 平成29年6月1日付で、「BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.」から「BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg」へ社名を変更致しました。
投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Asia Limited （BNPパリバ・アセットマネジメント・アジア・リミテッド） ファンドの運用業務を行います。 平成29年6月1日付で、「BNP Paribas Investment Partners Asia Limited」から「BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Asia Limited」へ社名を変更致しました。
副投資顧問会社	HFT Investment Management (HK) Limited （ハイフートン・インベストメント・マネジメント（ホンコン）リミテッド） 投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。
投資助言会社	HFT Investment Management Company Limited （ハイフートン・インベストメント・マネジメントカンパニー・リミテッド） ファンドの投資運用に関する助言を行います。

外国投資信託証券 パーベスト エクイティ チャイナ Aシェアーズ

現地ファンド名	PARVEST Equity China A-Shares （パーベスト エクイティ チャイナ Aシェアーズ）
形態 / 表示通貨	ルクセンブルク籍外国投資法人（特定投資ファンドSICAV-SIF） / 円建て
運用の基本方針	中国国内に拠点を置く、または中国国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に、運用資産の少なくとも75%以上を投資します。
信託報酬等	ファンドの純資産額に最大年率1.060%（税抜）を乗じて得た額とします。 上記にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。また、上記以外に、その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。 ただし、ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
管理事務代行会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg （BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク） ファンドの事務管理等を行います。
投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT France （BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス） ファンドの運用業務を行います。
副投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Asia Limited （BNPパリバ・アセットマネジメント・アジア・リミテッド） 投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。
投資助言会社	HFT Investment Management (HK) Limited （ハイフートン・インベストメント・マネジメント（ホンコン）リミテッド） ファンドの投資運用に関する助言を行います。

追加型証券投資信託 BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

形態 / 商品分類	契約型証券投資信託（内国） / 追加型投信 / 国内 / 債券
-----------	---------------------------------

運用の基本方針	運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	円建ての短期公社債
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。 株式への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。
信託期間	設定日（平成20年4月24日）より無期限
信託報酬等	ファンドの純資産総額に年0.216%（税抜0.20%）以内の率を乗じて得た額とします。
その他手数料等	ファンドの組入有価証券等の売買にかかる手数料、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等ならびに当該各費用に係る消費税等相当額は間接的に信託財産より負担します。
分配方針	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、分配金額は委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。
運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

上記の内容は、平成29年6月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

上記ファンドは、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズの組入投資信託証券の要件を満たしております。

<訂正後>

（略）

「日興フォルティス 中国A株ファンド」の主要投資対象の投資信託証券の概要

外国投資信託証券 BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド

現地ファンド名	BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected （BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド）
形態 / 表示通貨	ルクセンブルク籍外国投資法人（特定投資ファンドSICAV-SIF） / 円建て
運用の基本方針	中国企業の発行する株式等のうち、上海または深セン証券取引所に上場されているものを投資対象とします。 中国のQFII（適格国外機関投資家）制度を活用し、中国国外投資家等に提供される中国A株に投資を行います。
主な投資制限	有価証券の空売りは行いません。 純資産額の10%を超えて借入れを行いません。（ただし、合併等により一時的に10%を超える場合を除きます。） 投資家の保護に欠け、もしくは資産の適正な運用を害する取引は行いません。 ファンドによる有価証券の元引き受けもしくは引き受けは行いません。 デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
信託報酬等	ファンドの純資産額に最大年率1.5450%（税抜）を乗じて得た額とします。 上記にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。また、上記以外に、その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。 ただし、ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
管理事務代行会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg （BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク） ファンドの事務管理等を行います。 平成29年6月1日付で、「BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.」から「BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg」へ社名を変更致しました。

投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Asia Limited (BNPパリバ・アセットマネジメント・アジア・リミテッド) ファンドの運用業務を行います。 平成29年6月1日付で、「BNP Paribas Investment Partners Asia Limited」から「BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Asia Limited」へ社名を変更致しました。
副投資顧問会社	HFT Investment Management (HK) Limited (ハイフトン・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド) 投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。
投資助言会社	HFT Investment Management Company Limited (ハイフトン・インベストメント・マネジメントカンパニー・リミテッド) ファンドの投資運用に関する助言を行います。

外国投資信託証券 パーベスト エクイティ チャイナ Aシェアーズ

現地ファンド名	PARVEST Equity China A-Shares (パーベスト エクイティ チャイナ Aシェアーズ)
形態 / 表示通貨	ルクセンブルク籍外国投資法人(特定投資ファンドSICAV-SIF) / 円建て
運用の基本方針	中国国内に拠点を置く、または中国国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に、運用資産の少なくとも75%以上を投資します。
信託報酬等	ファンドの純資産額に最大年率1.060% (税抜) を乗じて得た額とします。 上記にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。また、上記以外に、その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。 ただし、ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
管理事務代行会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg (BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク) ファンドの事務管理等を行います。
投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT France (BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス) ファンドの運用業務を行います。
副投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Asia Limited (BNPパリバ・アセットマネジメント・アジア・リミテッド) 投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。
投資助言会社	HFT Investment Management (HK) Limited (ハイフトン・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド) ファンドの投資運用に関する助言を行います。

上記の内容は、平成29年6月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

追加型証券投資信託 BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

形態 / 商品分類	契約型証券投資信託(内国) / 追加型投信 / 国内 / 債券
運用の基本方針	運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	円建ての短期公社債
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。 株式への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。
信託期間	設定日(平成20年4月24日)より無期限
信託報酬等	ファンドの純資産総額に年0.216% (税抜0.20%) 以内の率を乗じて得た額とします。

その他手数料等	ファンドの組入有価証券等の売買にかかる手数料、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等ならびに当該各費用に係る消費税等相当額は間接的に信託財産より負担します。
分配方針	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、分配金額は委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。
運用会社	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社株式会社

上記の内容は、平成29年12月1日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

上記ファンドは、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズの組入投資信託証券の要件を満たしております。

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

（略）

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

<訂正後>

（略）

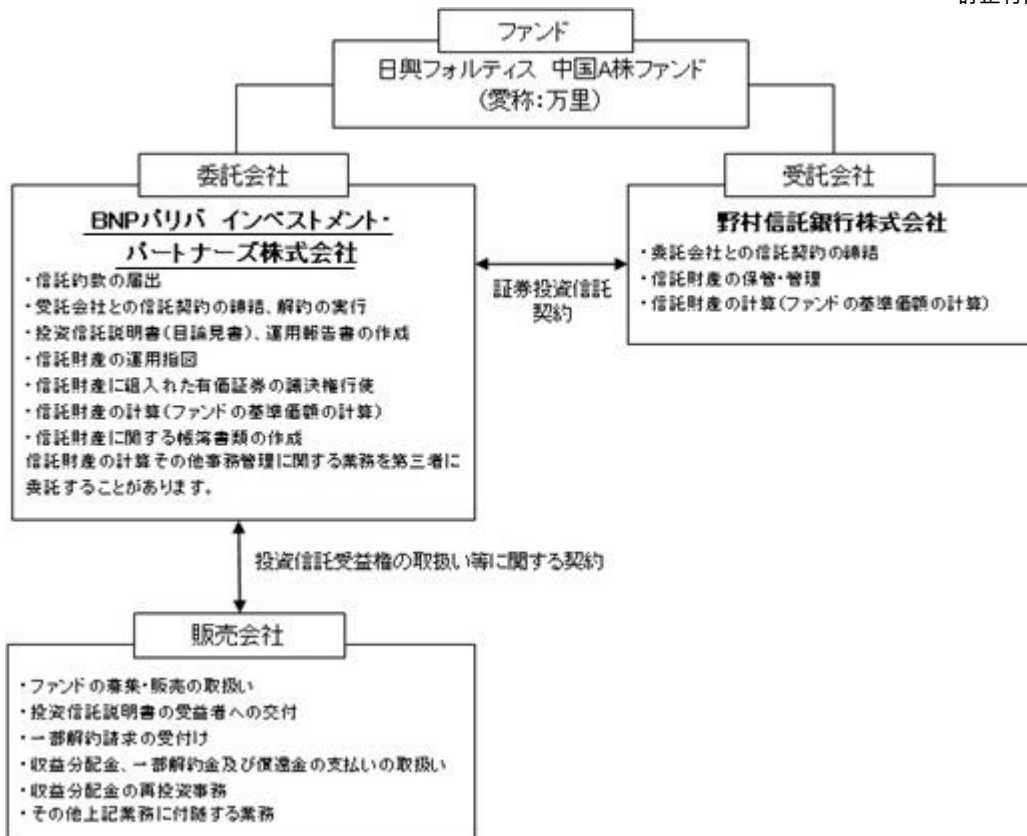
平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（現BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社）に承継

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 野村信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

(略)

c. 委託会社等の概況（平成29年6月末現在）

(略)

沿革

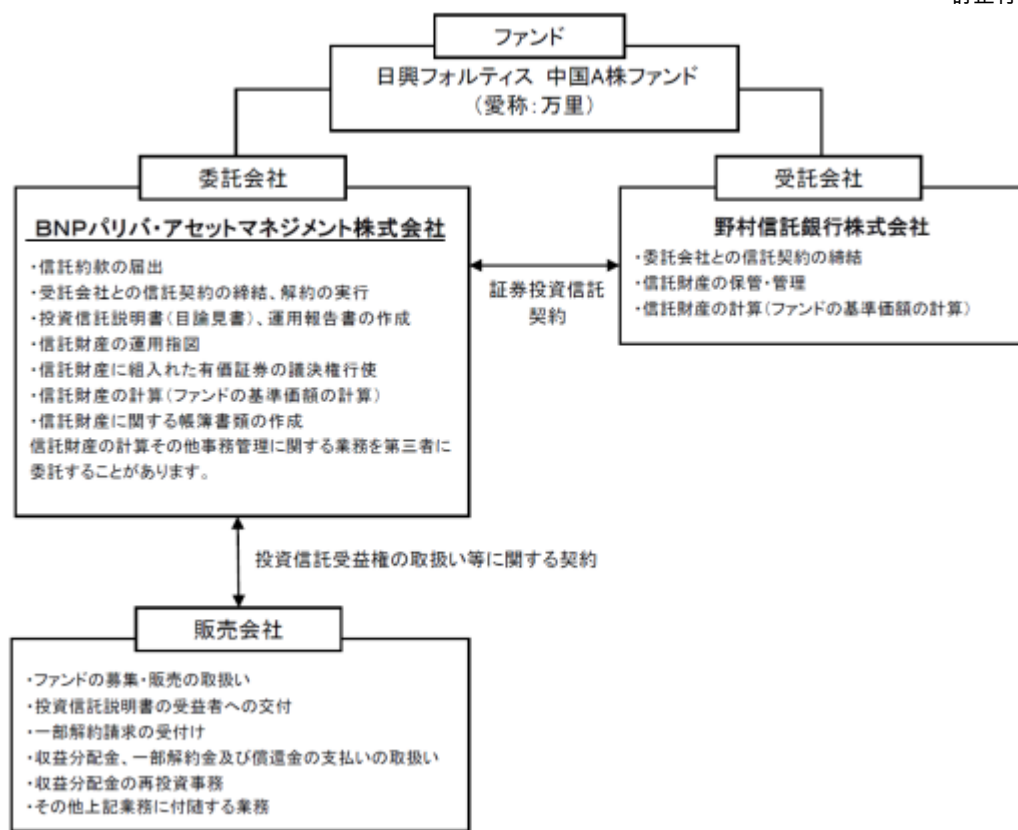
- 平成10年11月9日 会社設立
- 平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
- 平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録
- 平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
- 平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
- 平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
- 平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として
「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

(以下略)

<訂正後>

(略)

b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 野村信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

(略)

c. 委託会社等の概況(平成29年12月1日現在)

(略)

沿革

平成10年11月9日	会社設立
平成10年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
平成11年2月26日	証券投資顧問業の登録
平成12年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
平成12年8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
平成12年8月1日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
平成22年7月1日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として 「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更
平成29年12月1日	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に社名変更

(以下略)

第2【管理及び運営】

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（略）

解約価額は、特定日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、解約価額についてのお問い合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問い合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

（以下略）

<訂正後>

（略）

解約価額は、特定日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、解約価額についてのお問い合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問い合わせ先》
BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

（以下略）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

<訂正前>

（略）

《委託会社へのお問い合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

<訂正後>

（略）

《委託会社へのお問い合わせ先》
BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

(5)【その他】

() 公告

<訂正前>

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<訂正後>

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-am.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。